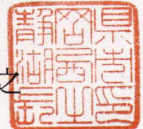


湖西市告示第263号

住もっか「こさい」定住促進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月12日

湖西市長 田内 浩之



住もっか「こさい」定住促進奨励金交付要綱の一部を
改正する要綱

住もっか「こさい」定住促進奨励金交付要綱（平成31年湖西市告示第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「登録され」を「記録され」に改める。

第4条第3号ただし書中「第2条第3項」を「第2条第3号」に、「同条第1項」を「同条第1号」に改める。

第6条中「以内」の次に「で市長が定める日まで」を加える。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 前項の規定によりこの要綱がその効力を失う場合において、その失効前にした奨励金の交付の決定に係る当該奨励金の支払並びに当該決定の取消し及び当該取消しに係る奨励金の返還については、その失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

